

改正 平成22年3月31日規則第41号

平成23年10月28日規則第94号

（趣旨）

第1条 この規則は、調布市せんがわ劇場条例（平成19年調布市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 調布市せんがわ劇場（以下「劇場」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ使用登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、施設使用登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）の交付を受けなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 登録カードの有効期間は、発行した日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。

3 前項の有効期間経過後も継続して登録しようとするものは、当該有効期間が満了する日の2月前から登録カードを添えて使用登録申請書を市長に提出し、更新することができる。

4 登録カードの交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録内容変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（1）氏名又は団体名の変更があったとき。

（2）住所（団体にあつては主たる事務所の所在地）の変更があったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

5 有効期間の経過した登録カードは、速やかに市長に返納しなければならない。

（抽せん申込み）

第3条 舞台芸術を劇場において上演する目的で条例別表に定めるホール（以下「ホール」という。）を連続して3日以上使用しようとするもの（以下「長期公演者」という。）及び当該使用に併せて舞台芸術で同表に定めるリハーサル室（以下「リハーサル室」という。）を使用しようとするものは、劇場を使用しようとするときは、あらかじめ、使用したい日（以下「使用希望日」という。）の申込みを行い、当該使用希望日に使用できるかどうかの決定を受けることができる。この場合において、当該使用する期間内に条例第3条に規定する休館日がある場合は、当該期間は連続しているものとみなす。

2 前項に規定する申込みは、使用希望日の属する月の13月前の1日（同日が1月1日に当たる場合は、1月4日。第5条において同じ。）から13月前の20日（同日が休館日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休館日でない日とする。）までの間（以下「申込指定期間」という。）に、来館又は電話により市長に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 前項に規定する申込みにあたり、長期公演者は、公演計画書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された公演計画書の日程等について、長期公演者と協議することができる。

（使用予定者の決定）

第4条 市長は、前条の規定により申込みのあったものについて、使用予定者の決定を行い、申込指定期間にホール及びリハーサル室（以下「ホール等」という。）の使用希望日について複数の申込みがあったときは、当該使用希望日の属する月の13月前の21日に抽せんにより、使用予定者の決定をするものとする。この場合において、条例別表備考第1項に規定するものを優先して決定を行うものとする。

2 前項の規定による使用予定者の決定について、使用希望日の申込みを行ったものは、同項の抽せんを行った日の翌日以後、来館又は電話によりその結果を確認することができる。

（抽せん後の申込み）

第5条 前条の規定による抽せん後、申込みのなかったホール等について申込みをしようとするものは、次の各号の規定により来館又は電話により市長に使用希望日の申込みをすることができる。

(1) 劇場において舞台芸術を上演する目的でホール等を使用するとき 使用希望日の属する月の12月前（リハーサル室のみを使用しようとする場合には7月前の1日から使用希望日の8日前まで（リハーサル室においては、市長が特に認めた場合に限り、当日まで。次号及び第3号において同じ。）の間

(2) 舞台芸術でホール等を使用するとき 使用希望日の属する月の11月前（リハーサル室のみを使用しようとする場合には7月前の1日から使用希望日の8日前までの間

(3) 前2号に掲げる目的以外の目的でホール等を使用するとき 使用希望日の属する月の10月前（リハーサル室のみを使用しようとする場合には4月前の1日から使用希望日の8日前までの間（使用申請）

第6条 条例第6条第1項の規定により劇場を使用しようとするものは、施設使用申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の表に定める期間に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

抽せん申込みを行い、決定を受けたもの	抽せん後の申込みを行ったもの
抽せん等により使用予定者として決定を受けた日の翌日から使用日の1年前の日の属する月の10日（同日が1月10日に当たる場合は1月15日）まで	抽せん後の申込みを行った日の翌日から起算して6日以内とし、使用日の7日前まで

（使用の承認等）

第7条 市長は、前条に規定する申請について、その使用を承認したときは、施設使用承認書（第6号様式）を当該申請をしたものに交付する。

2 前項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、劇場の使用に際し、必要となる附帯設備について、附帯設備使用申請書（第7号様式）により市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合には、附帯設備使用承認書（第8号様式）を当該申請をしたものに交付する。

4 使用者は、劇場を使用するときは、交付を受けた施設使用承認書及び附帯設備使用承認書を係員に提示しなければならない。

（附帯設備の使用料）

第8条 条例別表に定める規則で定める額は、別表に定めるところによる。

（承認事項の変更申請）

第9条 使用者は、第7条の規定により使用の承認を受けた事項を変更するときは、施設使用の変更にあつては使用日の7日前までに施設使用承認事項変更申請書（第9号様式）を、附帯設備使用の変更にあつては附帯設備使用承認事項変更申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について変更を承認したときは、施設使用の変更にあつては施設使用承認事項変更承認書（第11号様式）を、附帯設備使用の変更にあつては附帯設備使用承認事項変更承認書（第12号様式）を当該申請をしたものに交付する。

（取消申請等）

第10条 使用者がその使用承認を受けた施設又は附帯設備の使用の取消しをしようとするときは、施設使用の取消しにあつては施設使用取消申請書（第13号様式）を、附帯設備の使用取消しにあつては附帯設備使用取消申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について使用の取消しを承認したときは、施設使用の取消しにあつては施設使用取消承認書（第15号様式）を、附帯設備の使用取消しにあつては附帯設備使用取消承認書（第16号様式）を当該申請をしたものに交付する。

（使用料の免除）

第11条 条例第9条の規定による施設使用料又は附帯施設使用料の免除は、次の各号に掲げるところ

による。

- (1) 条例第5条に規定する指定事業（以下「指定事業」という。）に使用するとき。
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（大学を除く。）が学校行事で舞台芸術活動として使用するとき。
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の保育所が舞台芸術活動として使用するとき。
 - (4) 市が主催し、又は共催により行う舞台芸術を中心とした芸術文化の振興を目的とする事業のためにホールを使用するとき。
 - (5) 市がリハーサル室を使用するとき。
- 2 市長は、前項の規定により免除の承認をしたときは、施設使用にあつては施設使用承認書を、附帯設備使用にあつては附帯設備使用承認書を当該申請をしたものに交付する。

（使用料の還付）

第12条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 条例第13条第3号の規定に該当する場合 既納の使用料の全額
 - (2) 条例第13条第4号の規定に該当する場合 既納の使用料の全額
 - (3) ホールの使用者が使用日の10月前までに、又はリハーサル室の使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき 既納の使用料の全額
 - (4) ホールの使用者が使用日の8月前までに使用の取消しを申し出たとき 既納の使用料の100分の80に相当する額
 - (5) ホールの使用者が使用日の6月前までに使用の取消しを申し出たとき 既納の使用料の100分の70に相当する額
 - (6) ホールの使用者が使用日の4月前までに使用の取消しを申し出たとき 既納の使用料の100分の60に相当する額
 - (7) ホールの使用者が使用日の2月前までに使用の取消しを申し出たとき 既納の使用料の100分の50に相当する額
- 2 前項の規定による還付を受けようとするものは、請求書に必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（受付時間）

第13条 この規則に規定する届出、申込み、申請及び請求に係る手続の受付時間は、開館日の午前9時から午後7時までとする。

（入場の制限）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 火薬類その他危険物を所持する者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（使用者等の義務）

第15条 使用者又は入場者は、すべて係員の指示に従って次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 係員の立入りを認容すること。
- (2) プログラム、配付物等を使用日の7日前までに届け出ること。
- (3) 広告類の掲示について、係員の承認を受けること。
- (4) 入場人員は、適正収容人員を標準とすること。
- (5) 施設及び附帯設備の管理を適正に行うこと。
- (6) 火気、電熱器等を使用するときは、あらかじめ、係員の承認を受け、火災予防及び事故防止に万全を期すること。
- (7) 環境衛生上思わしくないものを持ち込み、又は使用しないこと。
- (8) 近接住民の迷惑となるような行為を行わないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたこと。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(申込み等に関する経過措置)
- 2 平成20年5月1日から平成21年3月31日までの間のホール等の使用については、第3条から第6条までの規定にかかわらず、平成20年4月1日から同月20日までに申込みのあったものうちから、第3条第1項に規定する目的で使用するもの、第5条第1号に掲げる目的で使用するもの、同条第2号に掲げる目的で使用するものの順により使用予定者の決定を行い、同順位のものなかで希望日について複数の申込みがあったときは、条例別表備考第1項に規定するものを優先して使用予定者の決定を行うものとする。
- 3 前項の規定によっても使用予定者が決まらないときは、申込日の属する月の21日に前項の順位及び条例別表備考第1項に規定するものを優先して選んだものなかから抽せんにより、使用予定者の決定を行うものとする。
- 4 前2項の規定による決定を受けたものは、平成20年5月10日までに施設使用申請書により市長に申請しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による決定後、申込みのなかった施設については、この規則の規定により申込みをすることができるものとする。

附 則 (平成22年3月31日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の調布市せんがわ劇場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市せんがわ劇場条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成23年10月28日規則第94号)

- 1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市せんがわ劇場条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表 (第8条関係)

附帯設備の使用料

分類	器具名	単位	金額 (円)	備考
ピアノ	セミコンサート	1台	5,000	スタインウェイ・ピアノ椅子1脚を含む。調律料別
	電子ピアノ (リハーサル室)	1台	500	ヤマハ
	ピアノ椅子	1台	100	
舞台設備	指揮者台	1台	100	
	指揮者用譜面台	1台	100	
	演奏者用譜面台	1台	100	
	演奏者用椅子	1台	50	
	コントラバス用椅子	1台	100	
	レクチャー台	1台	500	
	平台	1枚	300	
	箱馬	1台	50	
	人形立て	1台	100	
	高座用座布団	1枚	100	
	長座布団	1枚	100	
	緋毛せん	1枚	100	

	鳥の子屏風	1 双	800	
	バレエバー (リハーサル室)	1 台	300	
	スクリーン	1 式	300	スクリーンのみ使用の場合
照明設備	照明 A セット	1 式	4,000	ボーダーライト・500W スポット24台以内
	照明 B セット	1 式	8,000	A セット+500W スポット44台以内
	照明 C セット	1 式	13,000	B セット+水平トライト+1kW スポット12台
	アッパー水平トライト	1 式	1,500	
	ローア水平トライト	1 台	500	
	スポットライト (1kW)	1 台	200	セット外で追加の場合
	スポットライト (0.5kW)	1 台	100	セット外で追加の場合
	クセノンピンスポット	1 台	1,500	
	ハロゲンピンスポット	1 台	500	
	パーライト	1 台	200	
	カッターライト	1 台	200	
	センタレスマシン	1 台	100	
	エフェクトマシンスポット	1 台	500	
	先玉レンズ	1 台	100	
	スライドキャリア	1 台	200	
	ディスクマシン	1 台	200	
	箱波マシン	1 台	500	
	ストロボ	1 台	700	
	スピナー	1 台	700	
	2 灯ミニブルート	1 台	300	
	星球セット	1 式	500	40 灯
	ミラーボール	1 台	1,000	
	音響設備	拡声装置	1 式	3,500
移動用ミキサー (A)		1 台	1,000	
移動用ミキサー (B)		1 台	500	
ワイヤレスマイク		1 ch	1,000	スタンド付
ダイナミックマイク		1 台	500	スタンド付
コンデンサーマイク		1 台	700	スタンド付
マイクスタンド		1 台	100	マイクスタンドのみ使用の場合
ダイレクトボックス		1 台	500	
MD デッキ		1 台	500	
CD デッキ		1 台	500	
カセットデッキ		1 台	500	
CD・MD ラジカセ		1 台	100	
残響付加装置		1 台	700	
エフェクター		1 台	700	
メインスピーカー		1 台	1,500	
ステージスピーカー (A)		1 台	1,000	

	ステージスピーカー (B)	1 台	100	
	パワードスピーカー	1 台	100	
その他	プロジェクター	1 台	3,000	スクリーンを含む。
	液晶モニター	1 台	200	
	DVD・ビデオデッキ	1 台	1,500	
	スモークマシン	1 台	1,000	
	トランシーバー	1 台	100	
	持込器具電源	1 kW	200	

第1号様式

(第2条関係)

第2号様式

(第2条関係)

第3号様式

(第2条関係)

第4号様式

(第3条関係)

第5号様式

(第6条関係)

第6号様式

(第7条, 第11条関係)

第7号様式

(第7条関係)

第8号様式

(第7条, 第11条関係)

第9号様式

(第9条関係)

第10号様式

(第9条関係)

第11号様式

(第9条関係)

第12号様式

(第9条関係)

第13号様式

(第10条関係)

第14号様式

(第10条関係)

第15号様式

(第10条関係)

第16号様式

(第10条関係)